

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	(株)ほくほくフィナンシャルグループ		コード	8377
提出日	2021/6/3	異動（予定）日	2021/6/25	
独立役員届出書の提出理由	第18期定時株主総会に社外役員3名（新任1名・再任2名）の選任議案が付議されることに伴い、独立役員の指定を行いたく届出するもの。			
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の 同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし		
1	眞鍋 雅昭	社外取締役	○													○		有
2	鈴木 伸弥	社外取締役	○										○				訂正・変更	有
3	舟本 馨	社外取締役	○		△												新任	有
4																		
5																		

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	該当なし。	株式会社ほくやく・竹山ホールディングスにおける豊富な会社経営の経験により、当社の経営全般に対する監督機能の強化が期待できること、また、東京証券取引所および札幌証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、当社で定める「独立性判断基準」を満たしており、一般株主と利益相反が生じる恐れが無く中立性は十分確保されるものと判断し、独立役員に指定しました。
2	取締役会長代表執行役に就任している明治安田生命保険相互会社において役員の保険について当社との間で取引がありますが、その金額は同社連結売上高及び当社連結業務粗利益の1%未満であること等から、独立性に影響を与えるものではありません。	明治安田生命保険相互会社における豊富な会社経営の経験、金融機関経営の専門家としての経験・見識により、当社の経営全般に対する監督機能の強化が期待できること、また、東京証券取引所および札幌証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、当社で定める「独立性判断基準」を満たしており、一般株主と利益相反が生じる恐れが無く中立性は十分確保されるものと判断し、独立役員に指定しました。
3	2020年6月より、当社の子会社である熊本陸銀行の社外取締役として、同行の取締役会における意思決定・監督機能の実効性強化に貢献いただいておりますが、異動日現在では退任予定です。なお、同氏はそれ以前に当社または子会社の業務執行者であったことはなく、独立性に影響を与えるものではありません。	警察庁や株式会社整理回収機構における豊富な経験と幅広い見識により、当社の経営全般に対する監督機能の強化が期待できること、また、東京証券取引所および札幌証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、当社で定める「独立性判断基準」を満たしており、一般株主と利益相反が生じる恐れが無く中立性は十分確保されるものと判断し、独立役員に指定しました。
4		
5		

4. 補足説明

当社で定める独立性判断基準は以下のとおり。
当社における社外取締役または社外監査役候補者は、原則として、現在または最近において以下のいずれの要件にも該当しない者とする。

(1) 当社グループを主要な取引先とする者、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。
(2) 当社グループの主要な取引先、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。
(3) 当社グループから役員報酬以外に、多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家等。
(4) 当社グループを主要な取引先とするコンサルティング事務所、会計事務所および法律事務所等の社員等。
(5) 当社グループから、多額の寄付等を受ける者、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。
(6) 当社の主要株主、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。
(7) 次に掲げる者（重要でない者は除く）の近親者。
A. 上記(1)～(6)に該当する者。
B. グループ会社の取締役、監査役、執行役員および重要な使用人等。

※「最近」の定義
実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、社外取締役または社外監査役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合等を含む。

※「主要な」の定義
直近事業年度の連結売上高（当社の場合は連結業務粗利益）の1%以上を基準に判定する。

※「法人等」の定義
法人以外の団体を含む。

※「多額」の定義
過去3年平均で、年間1,000万円以上

※「近親者」の定義
二親等以内の親族

※「重要でない者」の定義
「重要」な者としては、会社の役員・部長クラスの者や会計事務所や法律事務所等に所属する者については公認会計士や弁護士などを指す。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～の各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることに留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。